特定事業所集中減算の手続き等の流れについて（令和３年度前期分）

事業所の所在する市町村は、藤沢市ですか。

いいえ

藤沢市への手続きは不要です。事業所所在地市町村の指示に従い、必要な手続きを行ってください。

はい

報告書を作成した結果、各サービス（訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護）、福祉用具貸与）の紹介率最高法人の割合が、いずれか１つのサービスでも８０％を超えていますか。

はい

「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（令和３年度　前期用）」（以下「報告書」といいます。）及び「正当な理由の有無に関する申出書」（以下「申出書」といいます。）に必要事項を記入の上、令和３年９月１５日（水）までに藤沢市役所介護保険課総務・給付担当へ提出してください。

また、今回新たに減算の適用対象となる場合や、適用対象外となる場合については、上記書類に加えて「介護報酬の加算等に関する届出書」を提出してください。

※前回判定期間から変更がない場合は不要です。

いいえ

この報告書の藤沢市への提出は不要です。事業所内で２年間大切に保管してください。

また、申出書については記入の必要がありません。

藤沢市は、提出された報告書及び申出書の内容について、「藤沢市指定居宅介護支援における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの審査を行います。※報告書の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせを行う場合があります。

審査結果は、原則として令和３年１０月２０日を目途に発送します。但し、報告書の提出が遅延した事業所についてはこの限りではありません。

審査の結果…

減算対象外の場合

報告書及び申出書の控えを、事業所内で２年間大切に保管してください。

減算対象の場合

令和３年１０月～令和３年３月サービス提供分の報酬については減算請求を行ってください。

報告書及び申出書の提出の際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類（記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒に、事業所内で保管しておいてください。実地指導等の際に確認します。